

総合特別区域基本方針変更の概要について(平成25年6月閣議決定)

趣旨

総合特別区域法の一部を改正する法律に伴う基本方針の変更及び省令、通達等により措置された規制の特例措置の追加を行うもの。

変更後の基本方針のポイント

I 総合特別区域法の改定に伴う基本方針本文の変更

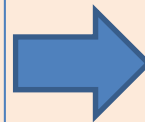
☆国際競争力強化のためには、企業の先駆的な開発研究をより一層強力に推進する必要性

【税制の特例措置の拡充】

国際戦略総合特別区域内の設備投資に係る課税の特例措置(特別償却、投資税額控除)の適用対象として、成分分析器など開発研究用の「**器具・備品**」を追加。(現行は「機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」のみ)

【現行の対象設備等】

機械・装置:2,000万円以上
建物・附属設備・構築物:1億円以上



【変更後の対象設備等】

機械・装置:2,000万円以上
器具・備品:1,000万円以上 ……拡充
建物・附属設備・構築物:1億円以上

○ 投資税額控除または特別償却

- ・ 特別償却の割合:取得価額の50%(建物等25%)
- ・ 税額控除の割合:取得価額の15%(建物等8%)
- ・ 控除限度超過額の繰り越し:1年間
- ・ 事業者の指定及び設備等取得の期限:平成26年3月31日まで

追加・拡充される規制の特例措置(6月閣議決定)

＜別表1(国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置)＞

関係省庁	特定国際戦略事業	法令種別
国土交通 省	国際会議等参加旅客不定期航路事業	法律
	<p>現行制度において、旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送については禁止されているところ、海上運送法の特例により、総合特別区域内において、旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送を可能とする。</p>	

＜別表2(地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置)＞

関係省庁	特定地域活性化事業	法令種別
財務省 (拡充)	特産酒類製造事業	法律
	<p>総合特別区域内において当該地域の特産物を原料として果実酒又はリキュールを製造する場合に、酒税法の製造免許に係る最低製造数量基準を緩和する特例について、原料として農産物に加え、地域の特産物である水産物等を使用可能とするとともに、災害時における原料確保の措置を講ずる。</p>	
国土交通 省	地域活性化総合特別区域市町村運営有償運送事業	通達
	<p>地域活性化の観点から、総合特別区域法における内閣総理大臣の認定を受けた区域において、市町村運営有償運送に係る申請書類の定めに特例措置を設けることにより、市町村が当該市町村に居住する個人の自動車を活用した市町村運営有償運送を行うことができる。</p>	

<別表3(全国において活用することができる規制の特例措置)>

関係省庁	事項名	法令種別
経済産業省	70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	省令
	これまで、70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための水素スタンドに係る技術基準や例示基準は整備されていなかったため、当該水素スタンドに係る技術基準や例示基準を整備。	
経済産業省	例示基準に記載された使用可能鋼材の拡大	通知
	鋼材に対する水素の影響を評価し、新たに70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための水素スタンドを前提として安全性が確認された鋼材については、例示基準に追加。	
経済産業省	太陽光発電施設の系統連携に係る迅速な手続きの明文化	通知
	発電出力50kW未満の電源については新たに1ヶ月の標準処理期間を定めた。(発電出力50kW以上500kW未満の太陽光等の電源については、現行3ヶ月となっているものを2ヶ月に短縮)	